

# 電話事業者認証機構 委員会及び分科会設置規則

## (目的)

第1条 本規則は電話事業者認証機構運営規約第23条に基づき、当機構に委員会もしくは分科会を設置すること、及びその運営について必要な事項を定めることを目的とする。

## (委員会の設置)

第2条 以下の委員会を設置する。

委員会名	目的
運営委員会	事業者認証事業の運営に関して会長に助言すること、及び審査基準の制定を行うこと。
審査委員会	事業者認証事業における事業者の審査を実施すること。

## (委員および正副委員長等の選任)

- 第3条 委員は会長によって指名および任命される。
- 2 委員長は委員によって互選される。
- 3 副委員長は委員長によって指名される。
- 4 委員長は必要に応じてオブザーバーを選任することができる。
- 5 前条の各委員会の委員等は別紙のとおりとする。

## (招集)

第4条 委員会の招集は、委員長がこれを決し、招集する。

## (進行)

第5条 委員会の進行は、委員長がこれを行う。

## (決議)

第6条 決議は、出席した委員の過半数をもって行う。賛否同数の場合は委員長又は会長が可否を判断する。

## (電磁的決議等)

第7条 委員長は、会議の招集を行わず、書面又は電磁的記録をもって委員の意見及び賛否を求めることにより、委員会等の決議に代えることができる。この場合、委員長はその結果について速やかに委員会に報告しなければならない。

## (分科会の設置)

第8条 必要に応じて委員会の下部機関として分科会(以下、分科会)を設置し、審議し作業することができる。以下の分科会を設置する。

委員会名	目的
審査委員会審査分科会	事業者認証事業における事業者審査の1次受付および事務を行うこと。さらに円滑な2次及び3次審査を実施するために必要な事務、報告等を行うこと。

(分科会委員の選任)

第9条 分科会の委員は、委員長が選任するものとし、委員以外の有識者等を選任することを妨げない。尚、委員長は選任した分科会委員を委員会に報告しなければならない。

(分科会委員長等の選任)

- 第10条 分科会の委員長は分科会委員による互選によって選出される。  
2 分科会の副委員長は分科会委員長によって指名選任される。  
3 分科会の委員長は必要に応じてオブザーバーを選任することができる。  
4 前条の分科会の委員等は別紙のとおりとする。

(分科会の招集)

第11条 分科会の招集は、委員長がこれを決し、招集する。

(分科会の進行)

第12条 分科会の進行は、委員長がこれを行う。

(分科会の決議)

第13条 決議は、出席者の過半数をもって行う。賛否同数の場合は委員長が可否を判断する。

(分科会の電磁的決議等)

第14条 委員長は、会議の招集を行わず、書面又は電磁的記録をもって委員の意見及び賛否を求めることにより、分科会等の決議に代えることができる。この場合、委員長はその結果について速やかに分科会に報告しなければならない。

(規則の改定)

第15条 本規則の改定は総会の承認を経て行う。

附則

(設立時の委員および役職)

第16条 機構設立時の委員会の正副委員長、委員及びオブザーバー並びに分科会の正副委員長及び委員は、総会の承認を経て別に定める。

2024年10月1日 制定